

2.6 貧酸素水塊

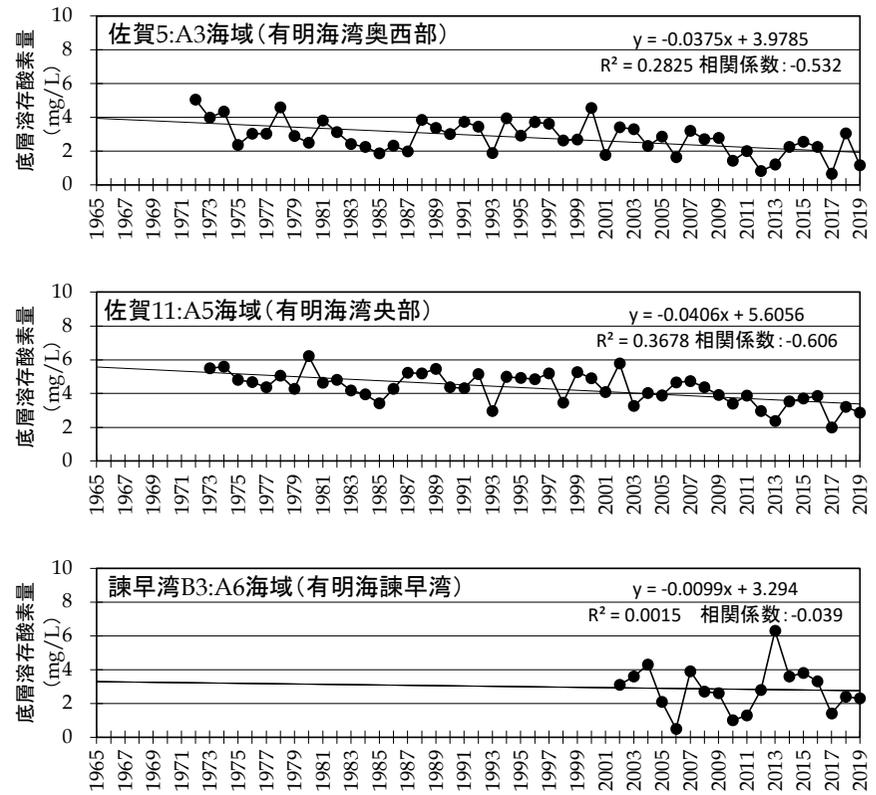
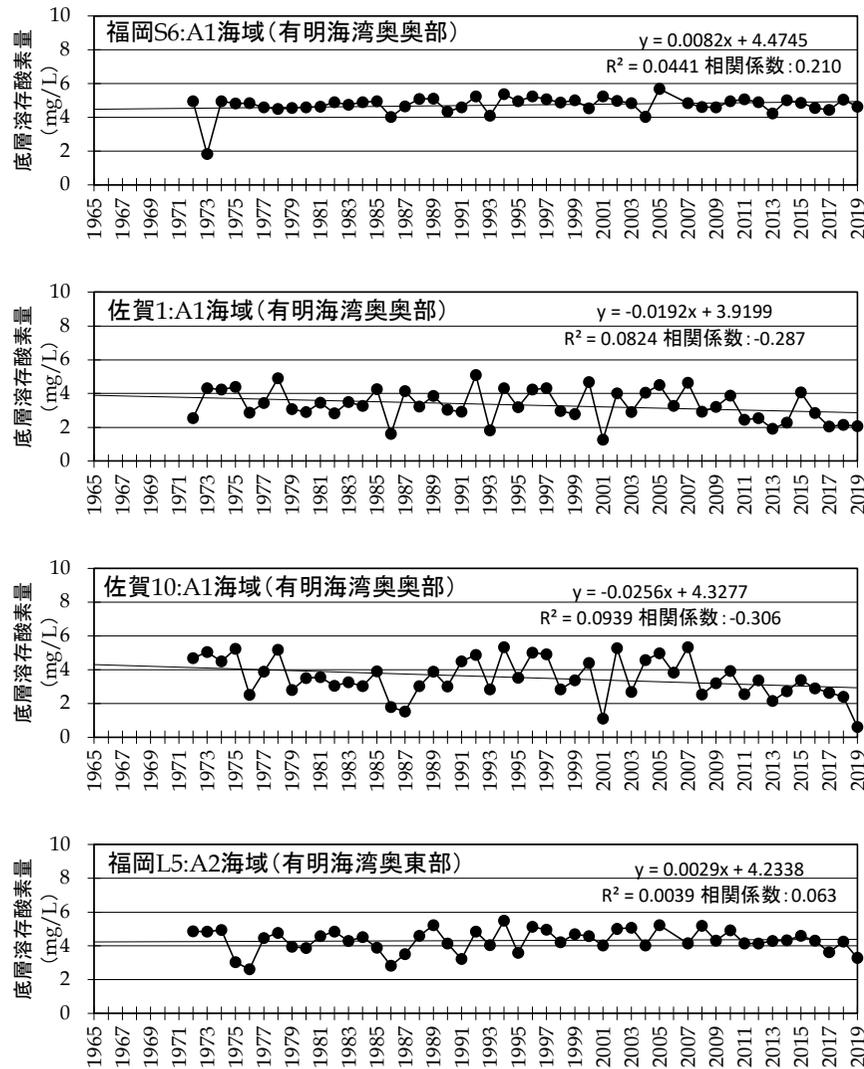
2.6.1 有明海の底層溶存酸素量の状況

生活環境の保全に関する環境基準(底層溶存酸素量)は付表 2.6.1-1 に、有明海における底層溶存酸素量の経年変化は付図 2.6.1-1 に示すとおりである。

付表 2.6.1-1 生活環境の保全に関する環境基準(底層溶存酸素量)

項目 種類	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

出典:水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)



出典:福岡県,佐賀県「浅海定線調査結果」、農林水産省九州農政局「諫早湾干拓事業環境モニタリング調査」をもとに環境省が作成した。

付図 2.6.1-1 底層溶存酸素量の経年変化[有明海](年間最低値)